

# 島建

2016 Vol.140  
会報



## 建設企業説明会U・ターンフェアin東京 (東京国際フォーラム)

昨年度に引き続き、11月23日(水・祝)に東京の会場にて、企業説明会を開催。同時開催である(公財)ふるさと島根定住財団主催の「しまねU・ターンフェア2016in東京」にもブース出展し、地元建設業の紹介を行った。

### 建設業協会

- 2 島根県との意見交換会
- 中国地方整備局との意見交換会
- 中国ブロック意見交換会
- 県建設産業人材確保・育成推進協議会
- 高校生現場見学会特集号(予告)

### 建災防島根県支部

- 5 年末年始労働災害防止強調期間の取組み
- 県土特別安全衛生パトロール
- 県土特別研修会

### 技士会

- 7 山陰道で現場見学会
- 行政庁との意見交換会-中国技士会通常総会

### 建退共島根県支部

- DCプラン
- 12 マッチング拠出制度

### 平成28~29年度事業予定

- 14 活動だより

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成28年12月1日発行

# 島根県との意見交換会



8月25日、建設業協会は毎年行っている島根県との意見交換会をホテル宍道湖にて開催した。

協会からは、全地区協会から代表者が出席、島根県からは富樫篤英土木部長をはじめ土木部・総務部営繕課から11名が出席し、建設業協会からの提案議題及び各地区からの課題要望について意見交換がなされた。

## 提案議題

1. 公共事業予算の継続的・安定的な確保について
2. 担い手3法の実効性を高めるための指導について
  - ①施工パッケージによる積算価格と実勢価格との乖離について
  - ②特殊工法の賃料について
  - ③監督職員の現場立会について
  - ④安全費の積み上げ計上について
3. 建設現場の生産性向上への取り組みについて  
(土木委員会提案議題)
4. 公共建築工事の円滑な施工確保について  
(建築委員会提案議題)
5. 担い手確保・育成について  
(労働委員会提案議題)

## 各地区の課題・要望

- |        |  |
|--------|--|
| 松江地区協会 | ・橋梁修繕等（維持修繕工事）における工事施工について                             |
| 安来地区協会 | ・事業量の確保について  |
| 雲南地区協会 | ・老朽化した貸与除雪機械の更新並びに増車、及び除雪車庫の増設（凍結防止剤の積込ホッパー装置付き車庫）について |
| 仁多地区協会 | ・中山間地域の現状と支援について                                       |
| 出雲地区協会 | ・官民境界付近の設計について   |
| 大田地区協会 | ・計画的な残土処分場の確保について                                      |
| 邑智地区協会 | ・当初発注時の工期の設定について（出水期の発注について）                           |
| 浜田地区協会 | ・道路パトロール業務委託の積算について<br>・建設工事入札参加資格審査項目（特別点）について        |
| 益田地区協会 | ・請負工事の変更契約について   |
| 鹿足地区協会 | ・公共事業の安定的確保について  |
| 隠岐地区協会 | ・建設工事積算基準における諸経费率補正の取扱いについて                            |

## 中国地方整備局との意見交換会

9月1日、松江市にて中国地方整備局からの呼びかけにより意見交換が開催された。協会からは正副会長が出席して、提案・意見交換が行われ、その他各出先機関からの事業説明や整備局からの情報提供、自由討議として「i-Construction」の取り組みをテーマに意見交換がなされた。

## 提出議題

1. 山陰自動車道・中国横断自動車道尾道松江線の4車線化等安全対策の実施について
2. 工事発注後の地元調整等による工期延期時の経費調整及び工事期間以外の地元対応について
3. 切土工事の残土受け入れ地について
4. 建設工事積算基準における離島補正值の見直しについて
5. 地域中小建設業者の十分な受注機会の確保について



## 地域建設業の存続に向けて 公共事業の安定確保へ

建設業協会中国ブロック協議会（会長・井森浩視 山口県建設業協会会長）の意見交換会が10月21日、岡山市内で開かれ、公共事業予算の安定的・持続的な確保と直轄工事への地域建設業の参入拡大▷担い手3法および改正品確法運用指針の徹底▷建設産業の新たな魅力発信一の3議題について国土交通省や各県建設行政の担当者と話し合った。

冒頭、井森会長があいさつし、「事業量や人材確保で都市部との格差が著しく、倒産や廃業など厳しい状況が続いている」と地域建設産業の窮状を訴えた。

来賓を代表して、国土交通省の海堀安喜建設流通政策審議官、石原康弘技術調査課長、近藤晴貞全建会長が祝辞。この中で海堀審議官は、建設産業が持続的・安定的に役割を果たすことができるよう、入札契約制度、担い手確保、将来を見据えた施策の重点3課題を掲げ、「将来の見通しが立てられるような環境整備に取り組む」と強調した。

丸山隆英中国地方整備局長をはじめとする同局幹部は、同日午後に発生した鳥取中部地震の対応のため欠席した。

議事では、地域の建設企業が社会資本の整備や防災・減災対策などの使命を果たせるよう公共事業予算の安定的・持続的な確保と、JVによる大型直轄工事への参入機会拡大を求めた。

国土交通省は、13年度以降、公共事業費の減少に歯

止めがかかった実績を示し、今後も事業量の安定確保に努めると約束した。また、地域企業を対象とした直轄工事の発注は単独が基本とした上で、「WTO対象工事への参入は難しいが、地域企業が持つ地元調整能力や資材調達力が生かせるような発注方式を検討したい」との考えを示した。

改正品確法の的確な運用では①設計労務単価、低入札価格調査基準価格および最低制限価格の更なる引き上げ②労務や資材などの取引価格、施工の実態を反映した積算③設計変更や工期延長時の適切、柔軟な対応④発注・施工時期の平準化と適切な工期設定一を要望した。

国土交通省はこのうち、低入札調査基準価格は度重なる改定により7/10～9/10の範囲で設定され、上限に近づいているとの認識を示した。16年度の発注・施工時期の平準化対策として、早期発注（1～3月）は前年度の1.3倍を実行、2カ年国債工事も700億円を計画するなど平準化に努めると説明。「品確法の趣旨が市町村まで浸透するよう働き掛けを強化したい」と述べた。

このほか、若年技術者・技能者の入職促進については、「政府の働き方改革と連動し、10年後の担い手確保について基本的な枠組みをしっかりと検討していきたい」との方針を示した。

# 建設産業の人材確保対策 県建設産業人材確保・育成推進協議会 開催

県建設産業人材確保・育成推進協議会（会長・中筋豊通県建設業協会会長）が8月26日開かれ、建設・労働行政、教育機関、建協の労働委員ら18人が出席。各機関が取り組み状況や課題などについて報告した。

この中で、県土木部は16年度から取り組む新たな人材確保・育成対策事業、建設業協会が、高校生の工事現場見学会や進路についてのアンケート調

## 工業・農林高生の県内就職が増加

査、建設業合同企業説明会、若手技術者資格取得支援など前年度の実績報告と16年度の事業計画を説明した。

また、工業、農林高校の土木・建築学科の関係者が進路状況について説明。松江工業高校は来春卒業予定者277人のうち75%が就職志望で、うち7割が県内を希望しており、県内希望の割合が増える傾向にあると報告。県内の農林高校3校でも就職志望の8～9割が県内を望んでいる一方、他の農業関連学科に比べ中学生の興味関心が低く、土木・環境学

科の志願者が伸びないことが問題と指摘した。

職業能力開発協会は、建設関係職種での技能検定の申請者数の推移を示し、技能工育成への取り組み強化を要請した。

意見交換では、若年世代の入職が地方建設産業再生への最重要課題とし、公共事業に対する間違ったイメージを払拭し、県民への魅力発信に官民一体となって取り組むことを申し合わせた。

### 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 委員

#### 【行政（教育）機関】

国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所長、厚生労働省 島根労働局 職業安定部職業対策課長、島根県商工労働部 雇用政策課長、島根県土木部 土木総務課長、島根県教育庁 高校教育課長、島根県高等学校工業教育研究会長、島根県高等学校農業教育会長

#### 【学識経験者】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根センター 統括所長、島根県職業能力開発協会 専務理事

#### 【建設産業関係団体】

一般社団法人島根県建設業協会 会長、同労働委員会（4名）、専務理事、一般社団法人島根県管工事業協会 会長



## 高校生現場見学会 特集号（予告）

建設業協会（人材確保・育成推進協議会）では、建設系学科に学ぶ高校生を対象に建設産業に対する関心と学習意欲を高めるため「高校生現場見学会」を開催している。

今年は7校約212人が参加している。この現場見学会に参加した生徒からの感想文と今後の進路アンケートを今年も実施し、まとめ次第、島建会報特集号として発刊する予定。



# 建災防島根県支部



## 年末年始労働災害防止 強調期間の取組み



本期間 平成28年12月1日より平成29年1月15日まで

スローガン 「無事故の歳末 明るい正月」



12月は、工事があわただしくなり、不安全行動による労働災害や交通事故の可能性が高くなります。また、寒冷下での作業となり労働災害防止に特別の配慮が必要です。今年最後の防止期間となり、家族全員が無事に歳末を送り、そして明るい正月を迎えることができますように、全会員が一丸となり上記のスローガンのもとに展開されますようお願いいたします。

### 会社で実施する重点事項

①経営トップ等による特別安全パトロールを実施



### 作業所で実施する重点事項

①作業所長は

午前・午後1回以上現場を巡回しよう

・一声かけ運動の励行

・作業に遅延はないか

・足場設置での不備はないか

②10分前出勤、夕暮れ時のライト点灯

③年末年始の休業体制、巡回点検の実施

ポスター B2判 (73×52cm) ¥200 (税込)

No.1 はしもと マナミ 橋本 マナミ



No.2 やなぎ ゆり菜 柳 ゆり菜



のぼり

ポリエステル製 (240×70cm)  
¥1,570 (税込)



ワッペン

ビニール製  
(7.5×6cm)  
10枚1組  
¥840 (税込)



横幕

ポリエステル製  
(70×220cm)  
¥1,570 (税込)

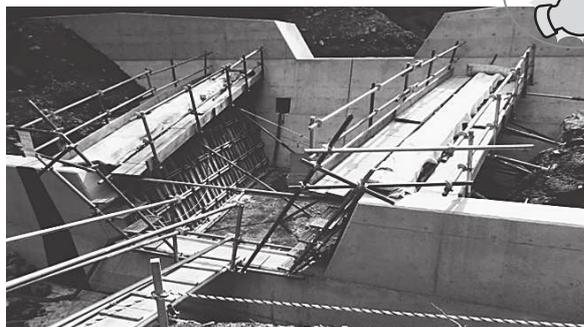
お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部各分会）までお申し込みください。

# 県土特別安全衛生パトロールを実施

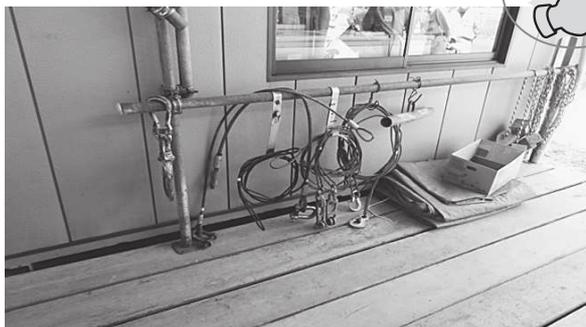
島根労働局各労働基準監督署、島根県土木部各県土整備事務所、建災防安全指導者並びに建災防会員にて6月から9月において11分会31現場を対象に実施、また、その結果報告会を9月に開催しました。

全体の指摘件数は30件で、平均すると1現場あたり1件でありましたが、リスクアセスメントに関する指摘が27%と最も多く、従来型の安全管理から抜け出せない現場があり、なお一層のリスクアセスメントの取り組みの必要性が求められます。

## 現場で取り組んでいる主な良好状況



★砂防堰堤の現場ですが、下流部の足場が安衛規則通り設置してあります。作業床40cm、上さん90cm、中さん50cm、すき間3cm、幅木



★玉掛けワイヤを使った後、置きっぱなしが見られることがありますが、この現場では置き場を決めて管理しています。

## ポイント1

### ★リスクアセスメント（RA）はどのように実施したらいいの

➡ 毎日の危険予知活動にRAに取り組んでいる現場がありますが、それはRAではありません。作業を開始する前にRAを取り入れた工事安全衛生計画書を作成する、また、作業手順書にRAを取り組むことをお願いします。島根県支部ではその教育研修を実施しています。

## ポイント2

### ★重機作業に作業計画は必要ですか

➡ 全ての作業に計画が必要です。「作業の前に計画あり」と言われるくらい計画は大切なものです。特に、建設機械作業にからむ労働災害は重篤であり作業計画書を用いて毎日の打ち合せを行うことが大切です。作業計画書の未作成が繰り返し行われていた場合は、労基署の立ち入りで事前送検にもつながる恐れがありますので、作業計画書の作成をお願いします。



★作業計画書では、誘導員の配置が重要になってきます。

# 県土特別研修会を開催

恒例により、県下11箇所にて7月から11月に特別研修会を開催しました。初めに、所轄の技術専門監より「元請が進める安全管理」と題し、平成27年度に発生した労働災害、事故の状況・再発防止対策、元請の安全管理体制について説明。

建災防本部（香川県駐在）の高橋安全管理士によるリスクアセスメント建設業版マニュアルの要点、化学物質に関するリスクアセスメントの概要について説明。

後半、島根県支部より「新 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」を実施しました。421名の会員の方々に受講いただきました。次年度も予定しておりますので、受講方よろしくをお願いします。

# 技 士 会

## 山陰道で現場見学会

9月7日に技士会工事現場見学会が開催され、約140名が参加した。午前、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所の高崎計画課長より「山陰道事業概要について」、午後からは、松江国道事務所の井畑建設監督官より「建設現場のICT活用の概要」の説明を受けた後、山陰道 朝山・大田道路、多伎・朝山道路の現場見学が行われた。



## 行政庁との意見交換会 中国土木施工管理技士会連合会 通常総会

8月3日広島市にて、中国技士会連合会通常総会及び行政庁との意見交換会が行われた。当技士会からは正副会長が出席。通常総会において今年度より島根県技士会の長岡会長が中国技士会連合会の会長に就任した。(任期2年)

総会後の意見交換会では、中国地方整備局、各県土木関係部局出席。要望・意見交換が行われた。

### 要望

#### 国土交通省中国地方整備局へ

##### 【法令・制度・建設産業の振興に関すること】

- 1 担い手の確保育成と労働環境の改善について (岡山県技士会)
- 2 土木施工管理技士の受験資格要件の緩和について (広島県技士会)

##### 【入札・契約に関すること】

- 3 早期の現場着手と適正な工期設定について (岡山県技士会)(広島県技士会)(山口県技士会)
- 4 現場担当技術者評価型総合評価落札方式の対象工事について (広島県技士会)

##### 【設計・積算・工事の施工に関すること】

- 5 工事施工段階における適切な設計変更について (島根県技士会)(岡山県技士会)

- 6 三者会議の実施について (岡山県技士会)(広島県技士会)
- 7 間接工事費の補正について (島根県技士会)
- 8 情報化施工活用工事について (島根県技士会)
- 9 マスコンクリートのひび割れ対策について (鳥取県技士会)
- 10 積算基準の検討について
  - (1) 深層混合処理工法等における事前調査及び室内配合試験の設計計上について (鳥取県技士会)
  - (2) 岩掘削にて発生した岩塊の小割について (鳥取県技士会)
  - (3) 仮橋・仮栈橋工の積算について (島根県技士会)
  - (4) 水替工の積算について (山口県技士会)
  - (5) 橋梁補修工の積算について (山口県技士会)

### 要望

#### 各県行政当局へ

- 1 設計業務の精度向上について (島根県技士会)
- 2 岡山県建設工事に係る成績評定要領等の改定について (岡山県技士会)
- 3 岡山県の入札制度における配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の配置について (岡山県技士会)
- 4 4週8休を目指した休日の拡大について (岡山県技士会)
- 5 総合評価制度における低入札対策について (広島県技士会)
- 6 予定価格について (広島県技士会)
- 7 配置技術者の取り扱いについて (広島県技士会)

# 建退共島根県支部

## 理事長表彰について

毎年10月に実施している加入促進強化月間において、本制度の普及に特に貢献された事業主団体、事業所および個人の方々に対しまして、理事長表彰が行われています。

当県からは

**東幸建設株式会社**（大田地区）

**中国道路株式会社**（益田地区）

の2社が受賞されました。

## 退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

（なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

### 請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

### 受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

### 退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723





退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日 豊島 税務署長 市町村長 殿	年分 退 職 所 得 申 告 書	退職所得の受給に関する申告書	文書受付印
所在地 (住所) 〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階	現住所 〒	あなたの 氏 名	Ⓜ
名 称 (氏名) 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	個人番号	その年1月1 日現在の住所	
法人番号 (個人番号) 7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

① 退職手当等の支払を受けること となった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から 受ける退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	年
② 退職の区分等	一般 [ ] 生活 [ ] 障害 [ ] 有・無	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日	年
		うち 重複	有 自 年 月 日	年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期 間	自 年 月 日	⑤ ③と④の うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日	年
	至 年 月 日	うち 重複勤続期間	有 自 年 月 日	年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内(その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金と して支給される一時金の支払を受 ける場合には、14年内)の退職手 当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のう ち、⑥の勤続期間と重複して いる期間	自 年 月 日	年
	至 年 月 日	⑧ うち 特定役員等勤続 期間との重複勤続期間	有 自 年 月 日	年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等について の勤続期間(③)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のう ち、⑧又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間	自 年 月 日	年
うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日	⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日	年
⑨ Bの退職手当等について の勤続期間(④)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年
うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日	⑫ ⑪のうち ⑧と⑨の通算期間	自 年 月 日	年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けること となった年月日	取 入 金 額 (円)	源 泉 徴 収 税 額 (円)	特 別 徴 収 税 額 市町村民税 (円)	道府県民税 (円)	支 払 を 受 け た 年 月 日	退 職 の 区 分	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)
B 一般	・ ・					・ ・	一般 障害	
B 特定 役員	・ ・					・ ・	一般 障害	
C	・ ・					・ ・	一般 障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。  
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。  
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06 改正

(規格 A 4)

個人番号及び身元確認のための書類

個人番号及び身元確認のための書類

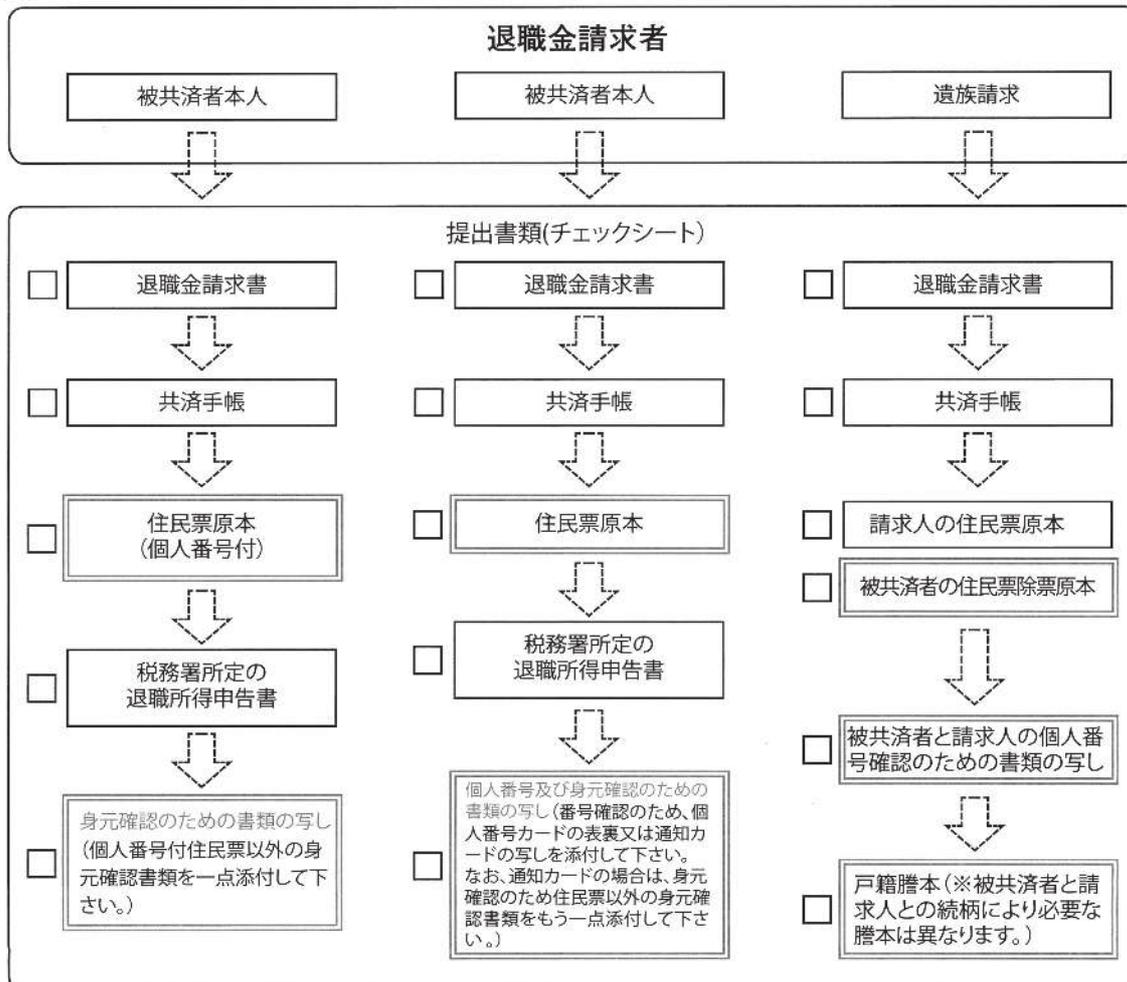
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。

個人番号の確認	身元の確認
1. <b>個人番号カード</b>	(※1 表面と裏面の写し)
通知カードの写し 個人番号付住民票の原本 2. <b>個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。</b>	運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。  
 ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

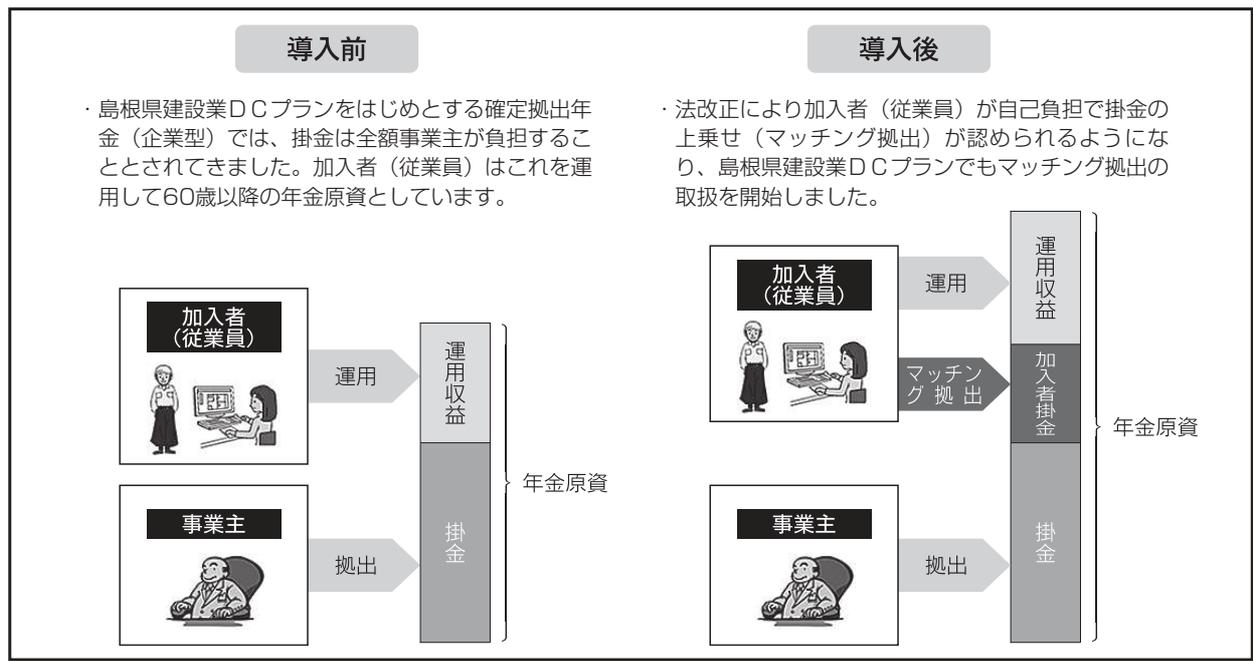
- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。



# DCプラン

## マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在10年が経過し、加入事業所が94社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法(平成23年8月交付)の制定により、大幅な改正が行われました。その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。(制度導入済21社)

### (参考) 確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。  
運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老齢給付金：年金・雑所得（公的年金等控除適用） 一時金・退職所得（退職所得控除適用）*</li> <li>■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税</li> <li>■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税）</li> <li>■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税</li> </ul>

# — 平成28～29年度 事業予定 —

平成28年度

島根県  
建設業協会

建災防  
島根県支部

島根県  
土木施工管理技士会

島根県農林  
建設業協会連合会

12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 8 (木) 建設企業説明会 (松江)</li> <li>● 19 (月) 第8回事務局長会議</li> </ul>			
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 19 (木) 第13回総務運営 委員会</li> <li>● 25 (水) 労働委員会</li> <li>● 26 (木) 土木委員会</li> <li>● 27 (金) 建築委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 19 (木) 安全祈願祭</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 23 (月) 支部長会議</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 10 (金) 第15回理事会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 16 (木) 研修会 (出雲)</li> <li>● 17 (金) 研修会 (浜田)</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土木・建築・労働 委員会</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事会・研修会</li> </ul>

平成29年度

4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務局長会議 監査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務局長会議 監査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務局長会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査会</li> </ul> 
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事会 定時総会・協議員会</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事会 代議員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査会 理事会 代議員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常総会</li> </ul>

# 活動だより



## 県下一斉 クリーン アップ



県建設業協会青年部会（木村直樹部会長）は7～8月にかけて県下各地区協会の青年部会によるボランティア「ふるさとまるごとクリーンアップ作戦」を展開。道路や海岸、公園などの美化活動に取り組んでいる。

このうち、松江地区建協青年部会（金山英之部会長）は7月26日、松江市袖師町～西嫁島の9号歩道や袖師、嫁島両地下道などを清掃した。会員と女性部会の技術者、国交省松江国道事務所の職員ら66人が参加し、地下道通路の汚れを洗い流したり、歩道に捨てられた空き缶やたばこの吸い殻など拾い集めた。

また、出雲地区建協青年部会（山崎育男部会長）も22日、出雲市斐川町内で清掃活動を実施し、部会員ら約60人

が参加。県道出雲空港線と県道出雲空港穴道線の沿線約2kmで、草刈りやごみ拾いをした。

その他の地区建協青年部会の美化活動は次の通り。

安来＝安来港および周辺道路▷雲南＝吉田頓原線▷仁多＝鬼の舌震▷大田＝市内海岸▷邑智＝浜田作木線▷浜田＝石見海浜公園▷益田＝益田川河川敷▷隠岐＝国道485号

建協  
青年部会

## 徳島青年部と 共通の課題で意見交換

県建設業協会青年部会（木村直樹部会長）は10月21日、徳島県建設業協会青年部（八木健造会長）と意見交換し、両部会の役員のほか、来賓として国土交通省土地・建設産業局菅原晋也建設業政策調整官、建設業振興基金経営基盤整備支援センター田尻直人統括研究部長ら60人が出席。地域建設産業の現状や課題などについて話し合った。

両県の共通課題として、公共工事量と入札参加機



会の減少、担い手の確保・育成をテーマに意見交換。この中で、徳島青年部は、南海トラフ地震に備

え、企業間で連携してBCP活動を実施していること、島根青年部会は、合同企業説明会をはじめ、高校生を対象とした出前講座や現場見学会の開催など若年者の入職促進に取り組んでいることを報告した。

また、国土交通省が建設産業を取り巻く課題や平

準化の取り組み事例を、建設業振興基金は担い手確保対策について説明。質疑応答では、発注の平準化▷歩切根絶▷積算根拠の明確化と現場に応じた設計・積算一など国土交通省へ要望。技術者不足の実情を踏まえた専任配置の要件緩和や直轄工事へのDランク業者の参入機会拡大も求めた。

## 隠岐

### 現場見学会開く

隠岐地区建設業協会（渡辺栄三会長）は10月27日、隠岐の島町内で現場見学会を開き、隠岐水産高校海洋システム科の2年生36人が参加した。

隠岐北方魚礁製作工事（飯田）を見学し、高所作業車やバックホウに試乗。生徒から重機のスムーズな運転方法について質問があった。

また、測量体験や生コンと型枠を使ったペン立て作り、のこぎりでの丸太切りを体験。参加した生徒



は「勉強になったので、今後の就職先選びの参考にしたい」と話していた。

## 出雲青年部会

### 現場見学会に出雲農林高

出雲地区建協青年部会（山崎育男部会長）は11月8日、市内で現場見学・意見交換会を開き、出雲農林高校環境科学科の2年生40人が参加した。

国交省発注の斐伊川新田川背割堤整備第3工事（船津町）を見学。開始式では、生徒代表が「しっかり説明を聞いて吸収し、今後の進路選択の参考にしたい」と意気込みを話した。

掘削・盛土の施工中で、現場責任者が背割堤の役割や工程を説明。生徒から、土のうの大きさや用途について質問があった。

また、ドローン操作や測量機材、快適トイレを紹介。ドローンを実際に飛ばすと歓声が上がったほか、女性専用トイレを見た女子生徒は「きれい」「すごい」と、イメージとの違いに驚いていた。

意見交換会では、「給料や休日に不安がある」とする質問に、今岡晴副部会長が「担い手確保の観点から、国の施策として待遇改善が進められている。給料が安くなることは考えにくく、休日も週休

2日が基本になる」と回答。「若い人材を求めており、人望とやる気があれば現場責任者として活躍するチャンスは大いにある」とPRした。

また、会社の雰囲気について質問があり、山崎部会長が「家族的でフレンドリー。若い人を温かく迎えることができている」と回答。「入社して数年は先輩から指示されたことをしっかりやること。早く仕事を覚え、資格取得も確実に」とエールを送った。

同校卒業生で国交省出雲河川事務所の藤原真一管理第一課長も、「工事やコンサルタント業者と協力して、一つのものを作っている。大きな仕事をしている達成感と充実感がある」と魅力を話した。



益田  
青年部会

## 鎌手小児童が建機体験

益田建協青年部会（齊藤雅義部会長）は10月26日、青少年育成事業の一環として市内の鎌手小学校で「建設機械とのふれあい体験学習！」を開催した。

体験学習には同校の1・2年生30人が参加。建設機械メーカーの協力を得て、コンバインドローラーや高所作業車、ミニバックホウを児童らが試乗体験。初めての体験に大きな歓声を上げ、建設現場で働く車の役割について学んだ。

齊藤部会長は「昨年から建設業の担い手育成やイ

メージアップを目的に実施している。今後も市内の小学校を対象に続けていきたい」と話していた。



技士会  
安来

## 現地K Yを学ぶ

土木施工管理技士会安来支部（田中孝仁支部長）は7月21日、土木技術者研修会を開き、約40人が参加した。

建防災県支部の高橋道夫安全部次長が「現地K Y活動」の手法を説明。6班に分かれ模擬練習し、成果を発表し合った。参加者からは「人により着眼点が全く違う。勉強になった」「早速、現場で実践したい」との意見が聞かれた。



技士会  
雲南

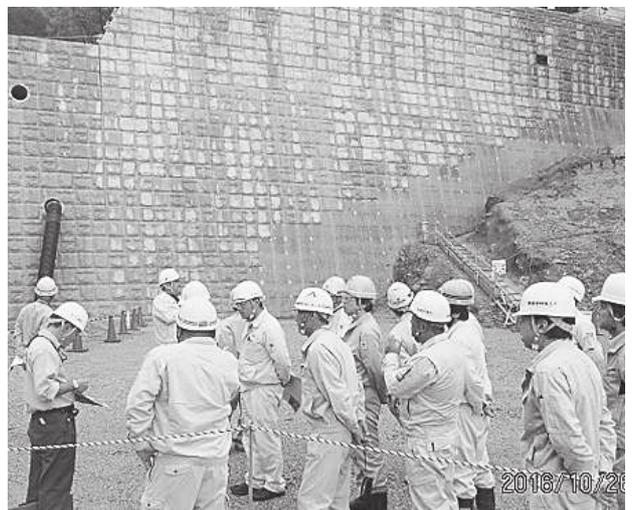
## 広島土砂災害 復旧現場視察

県土木施工管理技士会雲南支部（香川昇司支部長）は10月26日、災害復旧が進む広島市安佐南区の土砂災害現場を視察した。

14年8月の豪雨災害で大規模な土砂災害が発生した八木地区で国交省太田川河川事務所の青戸生治副所長が、当時の被害状況や復旧工事の進捗状況を説明した。同地区では国や県、広島市が分担して79カ所の防災施設を整備する計画で、このうち30カ所を国が整備する。

香川支部長は「雲南地区も同じ真砂土地質なので危機感を持っている。参加した技術者も工事担当者

と熱心に意見交換し、意義深い研修ができた」と話している。



## （公財）建設業福祉共済団からのお知らせ

# 育英奨学金前期分25,626,000円 213名に給付!!

### ◆ 前期分213名に給付

共済団は11月4日、平成28年度の育英奨学金の前期分（平成28年10月～平成29年3月まで）として要保育児12名、小学生53名、中学生38名、高校生67名、大学生等43名の計213名に対し25,626,000円を給付しました。

### ◆ 育英奨学金制度とは

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は7,777人、累計給付額は14億7,229万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、**共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要**です。

◎給付額は以下のとおりです。

	要保育児	小学生	中学生	高校生	大学生等
月額	12,000円	12,000円	16,000円	18,000円	39,000円
年額	144,000円	144,000円	192,000円	216,000円	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（公財）建設業福祉共済団 TEL (03) 3591-8451

平成28年4月より、  
労働安全衛生推進事業  
スタート! 詳しくはHPへ。

# 公益財団の 建設共済保険

## 法定外労災補償制度

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

### 完成工事高契約会員加入状況

平成28年11月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会 員 加入率(%)
松江	50	75.8
安来	19	100.0
雲南	37	90.2
仁多	14	93.3
出雲	51	66.2
大田	13	38.2
邑智	36	94.7
浜田	20	34.5
益田	7	28.0
鹿足	10	52.6
隠岐	21	63.6
合計	278	65.4

事業主のみなさん、この機会に「大きな安心」にお入りください。

## 公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関: (一社)島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17

TEL0852-21-9004 FAX0852-31-2166

「建設共済保険」の他にも、  
次のような事業を行っています。

[ 育英奨学事業 ]

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供  
に対して、要保育期間および小学校から大学までの  
在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索

<http://www.kyousaidan.or.jp/>